

# 令和5年度外国人英語指導者配置事業にかかる派遣契約仕様書

御殿場市教育委員会

## 1 業務

御殿場市内の各小中学校における外国人英語指導者（ALT：Assistant Language Teacher）による英語指導業務及び当該関連業務

## 2 業務履行体制

- (1) 履行期間…令和5年4月1日から令和7年3月31日のうち、始業式から修了式まで
- (2) 配置校…市内小中学校別のグループ
- (3) 履行日…月曜日から金曜日、年間210日前後（授業日205日前後＋夏季休業中の研修会1人につき最大3日間）を予定

ただし、学校や教育委員会の行事等により事前に双方の合意がある場合は、日本人教職員と同様に、週休日に実施される体育祭や文化祭等の学校行事を勤務日とし、代休日を不勤日とすることができる。

勤務日及び勤務時間外に業務を実施したときは、勤務日数、勤務時間の中で調整することとする。

大雪等の休校の場合でも、日本人教職員と同様に出勤する。

- (4) 履行時間…午前8時から午後4時30分まで
- (5) 履行方法…グループ内で計画（市内小中学校別のグループ）
- (6) 履行内容…外国語科（英語科）、小学校外国語活動及び総合的な学習の時間を中心とした指導、学級活動や委員会活動、学校行事等特別活動の指導、部活動の支援等（下記の4業務内容による）
- (7) その他…業務契約の期間内は、同一の外国人英語指導者を配置する。

## 3 外国人英語指導者の資格

外国人（母国語が英語）である又は同等の英語力を有し、現代の標準的な英語の発音、リズム、イントネーションを身に付け、正確かつ適切に指導できる優れた語学力を有しており、次のいずれかに該当する者

- (1) 教職の経験がある者
- (2) 英語教育の免許状を取得している者
- (3) TEFL、TESOL（英語を母国語としない人に英語を教える学部）を修了している者
- (4) 文部科学省資格認定試験（JETプログラム）に合格している者

上記のいずれかに該当する者のうち、次に掲げる事項を全て満たす者

- (1) （犯罪歴がなく）心身ともに健康で、1年間配置を継続できる者
- (2) 日本文化や学校教育を理解し、英語教育について専門的知識と指導力を有し、意欲と誠意をもって児童生徒を指導することができる者
- (3) 母国の生活や文化について指導できる者
- (4) 児童生徒の発達段階に応じた指導ができる者

- (5) 授業時間外でも校内で積極的に児童生徒と交流できる者
- (6) 小学校で勤務する者においては、日本語での授業の打合せができる程度の日本語能力を有する者
- (7) 社会人としてのマナーやモラルが十分に身につけている者

#### 4 業務内容

##### (1) 派遣元の行う責務

###### ア 市内学校等への外国人英語指導者（A L T）派遣

(ア) 児童生徒が言語、発音の習得をすることが1番の目的であるため、母語が英語ではない人（同等の英語力を持つ人）を派遣する場合は、2番目の目的である、児童生徒の様々な経験、知識向上のため、派遣するA L Tの国籍に偏りが無いこと

イ 派遣するA L Tに対して、日本の学校教育の仕組みや内容、文化や生活習慣、指導方法、教材の作成方法等に関する研修を、事前に十分に実施すること

ウ 派遣先、学校等、A L Tとの連絡調整

エ A L Tの勤務管理及び欠勤や遅刻等がある場合の派遣先及び学校への事前連絡

(ア) A L Tが病気等により勤務できない場合は、派遣元は、当該勤務の補充を勤務日の振替、代替A L Tの派遣等で必ず行う

オ A L Tに関わる学校等からの要望や苦情等への対応

カ A L Tに対する支援

(ア) 日常生活の支援

A L Tが肉体的、精神的に安定した状態で勤務に専念できるように日常生活等への支援を行うこと

(イ) メンタルヘルスの保持

A L Tのメンタルヘルスの保持・増進のため定期的にカウンセリング等必要な対応を実施すること

キ 年度末・年度始めの配置校への連絡

(ア) 年度末

a 連絡期間 3月2週目の月曜日から金曜日まで

b 連絡内容 配置予定の報告

(イ) 年度始め

a 連絡期間 3月4週目から5週目

b 連絡内容 管理職及び担当教職員への挨拶のための来校日時の日程調整  
年度始めの教職員及び児童生徒への紹介の日程調整

c 訪問期間 管理職及び担当教職員への挨拶のための来校は、4月1日から入学式までの平日のいずれかで行う。

d その他 (a) 来校時に、外国人英語指導者を同行させる。

(b) 来校時に、プロフィール（様式自由）を学校へ提出する。

(c) 来校時に、学校からの要望事項を確認する。

(d) 配置校との調整がつき次第、教育委員会に連絡し、市役所への来庁日時を確定する。

## (2) ALTの行う業務

児童生徒及び教職員の英語コミュニケーション能力の向上のため、学校の年間計画、教育課程のすべてにわたり指示された業務を履行する。

- ア 授業を進めていく中での、コミュニケーション能力の重点的な指導
- イ 国際理解に関する授業等の指導
- ウ 外国語（英語）及び小学校外国語活動以外の教科、総合的な学習の時間の指導
- エ 学級活動や委員会活動、学校行事等の特別活動の指導
- オ 給食、清掃時間の児童生徒との交流及び指導
- カ 部活動等の支援
- キ 教職員の英会話上達に係る研修会の指導
- ク 校内研修での指導
- ケ 外国語（英語）及び小学校外国語活動研修会等における指導または参観
- コ スピーチコンテストの指導や参観
- サ 前アからコに付随または関連する業務
- シ その他、御殿場市が必要と認め、派遣元が合意した業務
- ス 幼稚園との交流
- セ 集中配置（希望する学校のみ実施する。実施日は後日連絡する。）

※ 1つの学校に毎日配置される外国人英語指導者は、年間計画に位置付けて実施する。

## 5 活動の評価

- (1) 各学校の外国人英語指導者担当は、外国人英語指導者の指導が児童生徒にとって有効な活動になっているかを確認する。
- (2) 評価が低い場合は外国人英語指導者の業務の改善を業者に依頼する。

## 6 その他

- (1) 各グループを構成する学校については、学級編制基準日の学級数により変更する場合がある。
- (2) 学校におけるコンピュータの使用については、配置校の教頭の許可を受け使用する。このとき、私的な使用はしない。
- (3) 給食費、弁当代、福利厚生費  
日本人教職員と同様に実費徴収とする。

## 7 個人情報保護

個人情報保護について以下の点について努めること。

- (1) 個人情報の秘密の保持
- (2) 個人情報の適正な管理
- (3) 再委託の禁止
- (4) 個人情報の委託目的以外の使用の禁止及び第三者への提供の禁止
- (5) 個人情報の複写及び複製の禁止
- (6) 個人情報の取り扱いに関する事故発生時における報告義務

(7) 契約に違反したときの契約解除及び損害賠償

(8) その他個人情報の保護に関し必要な事項

(御殿場市個人情報保護条例施行規則平成 15 年御殿場市規則第 26 号第 3 条第 3 号)

8 校外の研修会や校外活動等（駿東地区英語弁論大会・プレゼンテーション・御殿場市英語スピーチコンテスト等）に参加する際の留意点

(1) 旅費や保険等の経費は派遣元負担とする。

(2) 事故等の責任は一切当方では負わない。

(3) 外国人英語指導者本人の運転または業者送迎での参加とする。

(4) その他の校外活動についてはその都度協議する。

9 契約料

(1) 契約料には全ての諸経費を含むものとする。

(2) 支払方法については、契約期間中の月額払いとし、適合と認められる派遣業務が履行されたとき、派遣先は、請求書を受領した日から起算して 30 日以内に契約料を口座に支払うものとする。

(3) 契約にかかる業務を終了したときには完了届を提出すること。

10 A L T の交代

(1) 次のいずれかに該当する事由が生じた場合又は校長より A L T の業務改善若しくは交代の依頼があった場合派遣先は、派遣元に直ちに新たな A L T の配置を請求することができる。

ア 日本の法令又はこの仕様に違反した場合

イ 当該 A L T の担当する職務にふさわしくない行為があった場合

ウ 身体又は精神の障害により職務に堪えられないと認められる場合

エ 勤務状態が不良であり、改善の見込みがないと認められる場合

オ 引き続き長期にわたり勤務しないことが明らかな場合

カ 派遣された A L T が仕様の資格条件を満たしていない場合

(2) 引継ぎ

派遣元は、派遣される A L T を変更する場合は、原則として変更後の A L T に変更前の A L T が担当していた業務内容及び進捗等について事前に引継ぎを実施すること

11 A L T の損害賠償

A L T の過失により第三者に損害を及ぼす事態になった場合の補償については、派遣元の保険を適用し、派遣元の責任において解決すること。